

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 丸昇建設	三重県尾鷲市倉ノ谷町 26-21	令和5年3月21日 ～ 令和5年4月20日(1か月)	別表第2第 16 号(不正又は不誠実な行為)	株式会社丸昇建設の元代表取締役は、丸昇建設と同グループの丸昇石材の会長でもあった令和3年2月頃に、中部地方整備局発注の資材調達に係る一般競争入札を巡り、中部地方整備局職員(当時)から入札情報入手し公正な入札を妨害したとして、令和5年1月24日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕され、同年2月14日、公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起されたため。
株式会社 大成和	富山県氷見市阿尾 650-4	令和5年3月25日 ～ 令和5年6月24日(3か月)	別表第2第 16 号(不正又は不誠実な行為)	株式会社大成和は、令和3年8月25日付けで広島北部森林管理署長と契約した「伊与谷林業専用道新設外工事」において、工事完成不能通知を提出し、令和5年2月24日に工事請負契約の解除に至った。
株式会社 丸昇建設	三重県尾鷲市倉ノ谷町 26-21	令和5年4月29日 ～ 令和5年7月28日(3か月)	別表第2第 10 号(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札をめぐり、令和3年3月頃に中部地方整備局職員(当時)から入札情報入手し、他の者と共謀の上、公正な入札を妨害したことにより、令和5年2月14日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕された。また、令和5年3月7日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起されたため。
株式会社 増岡組	広島県広島市中区鶴見町4-25	令和5年5月18日 ～ 令和5年7月17日(2か月)	別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社増岡組の社員は、広島県が発注した県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年3月15日、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴されたため。
株式会社 丸泰	岐阜県岐阜市領下6-46	令和5年5月27日 ～ 令和5年6月26日(1か月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結したため、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日に中部地方整備局長より10日間の営業停止処分を受けたため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 八州	東京都江東区木場 5 -8-40	令和5年7月20日 ～ 令和5年10月 19日(3か月)	別表第2第16号(不正又は 不誠実な行為)	株式会社八州は、令和5年6月29日に実施した近畿中国森林管理局発注の「PCB含有塗膜調査業務(林道橋)」の一般競争入札において開札の結果、1番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める第三者照査者の確保ができないことを理由に入札を辞退したため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。